



基安発第0405001号

平成19年4月5日

関係都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公印省略)

発電設備における労働安全衛生法令に基づく定期自主検査等の実施の徹底につ
いて

電力会社各社においては、水力発電所におけるデータ改ざん等の問題を契機に各社が管理する発電所に設置されている設備(以下「設備」という。)について法令に基づく必要な手続きがとられているか点検した結果、労働安全衛生法に基づく措置に関しても、定期自主検査が適切に行われていない等の問題事案があったことが明らかになったところである。

これらの事案については、既に問題が見つかった発電所を所轄する労働基準監督署へ報告等が行われ改善措置がとられていると承知しているが、同種事案の再発防止のために、全社的に業務の見直し等組織的な対策を徹底することが必要である。

ついては、貴職において、設備における労働安全衛生法令に基づく措置の徹底を図るため、別紙の例を参考に所管内の別添1の電力会社の代表者に対し対策の実施について要請し、概ね1か月後を目途に報告書を徴するようになされたい。なお、提出のあった報告については本省安全課あて送付されたい。

おって、電気事業連合会に対しては別添2のとおり要請を行っていることを申し添える。

別紙

発 番
日 付

〇〇〇電力株式会社 代表者 殿

〇〇労働局長

発電設備における労働安全衛生法令に基づく定期自主検査等の実施の徹底について

貴社が管理する発電所に設置されている設備について、労働安全衛生法令等に基づく定期自主検査等の措置が必要ですが、今般貴社においてこれらの措置が適切に行われていない事案があったことが明らかとされたことは誠に遺憾なことであります。

については、全社的に業務体制の総点検を行い、今後の同種事案の再発防止対策について検討し、当該対策について〇月〇日までに本職あて報告書を提出いただくようお願いいたします。

会社名	代表者	所管局
■■■■電力株式会社	代表取締役社長 ■■■■	■■■■労働局
■■■■電力株式会社	代表取締役社長 ■■■■	■■■■労働局
■■■■電力株式会社	代表取締役社長 ■■■■	■■■■労働局
■■■■電力株式会社	代表取締役社長 ■■■■	■■■■労働局
■■■■電力株式会社	代表取締役社長 ■■■■	■■■■労働局

別添2

基安発第 0405002 号

平成 19 年 4 月 5 日

電気事業連合会

会長 勝俣 恒久 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

発電設備における労働安全衛生法令に基づく定期自主検査等の実施の徹底について

電力会社各社の発電所に設置されている設備について、一部の事業者において労働安全衛生法令等に基づく定期自主検査等の措置が適切に行われていない事案があったことが明らかになったことは誠に遺憾なことであります。

つきましては、貴連合会におかれましては、会員事業者に対し、同種の事案の再発防止対策の徹底を図っていただきたく要請いたします。

基安発第 0405002 号

平成 19 年 4 月 5 日

電気事業連合会

会長 勝俣 恒久 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

発電設備における労働安全衛生法令に基づく定期自主検査等の実施の徹底について

電力会社各社の発電所に設置されている設備について、一部の事業者において労働安全衛生法令等に基づく定期自主検査等の措置が適切に行われていない事案があったことが明らかになったことは誠に遺憾なことであります。

つきましては、貴連合会におかれましては、会員事業者に対し、同種の事案の再発防止対策の徹底を図っていただきたく要請いたします。